

# ビキニ労災求め提訴

## 高知地裁 被災漁船員ら損失補償要求



「核実験被災船員の救済を」と書かれた横断幕を掲げて、高知地裁に向かう原告や支援者、弁護団＝30日、高知市

「当な補償」を定めた憲法29条3項に基づき損失補償を求めています。

提訴後の記者会見で、マクロ船・ひめ丸元乗組員でビキニ国賠訴訟原告団長だった増本和馬さん（故人）の妻・美保さんは、「同じ船

1954年に米国が太平洋ビキニ環礁で行った水爆実験をめぐる、当時周辺海域で操業していた日本のマグロ漁船員や遺族計14人が30日、一般の労災保険に当たる船員保険の適用を全国健康保険協会が認めなかったのは違法として、行政処分を取り消しや国に損失補償を求める訴訟を高知地裁に起こしました。

同日結成された「訴訟を支援する会」の顧問の一人、日本共産党の吉良富彦高知県議が、「多くの船員の人生と誇りを取り戻すたかいであり、核兵器禁止

アメリカに対し損害賠償請求権を有しながらも日米政治決着で請求権が行使できなくなったとして、「正

参院決算委 NHK中継  
あす 大門実紀史議員 午後4時17分ごろ